⑶　熱交換器又は凝縮器であって、伝熱面積が20平方メートル未満のもののうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はこれらの部分品
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂
エ　ガラス
オ　黒鉛又はカーボングラファイト
カ　タンタル又はタンタル合金
キ　チタン又はチタン合金
ク　ジルコニウム又はジルコニウム合金
ケ　炭化けい素
コ　炭化チタン
⑷　蒸留塔又は吸収塔であって、塔の断面積が0.00785平方メートルを超えるもののうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はこれらの部分品
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂
エ　ガラス
オ　黒鉛又はカーボングラファイト
カ　タンタル又はタンタル合金
キ　チタン又はチタン合金
ク　ジルコニウム又はジルコニウム合金
⑸　充填用の機械であって、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
⑹　かくはん機であって、⑴に該当するものに用いられるもののうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はその部分品
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂
エ　ガラス
オ　タンタル又はタンタル合金
カ　チタン又はチタン合金
キ　ジルコニウム又はジルコニウム合金
⑺　弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はその部分品
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂
エ　ガラス
オ　タンタル又はタンタル合金
カ　チタン又はチタン合金
キ　ジルコニウム又はジルコニウム合金
⑻　内容物の漏れを検知する装置を組み込んだ多重管であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂
エ　ガラス
オ　黒鉛又はカーボングラファイト
カ　タンタル又はタンタル合金
キ　チタン又はチタン合金
ク　ジルコニウム又はジルコニウム合金
⑼　ポンプであって最高規定吐出し量が１時間につき0.6立方メートルを超えるもの又は真空ポンプであって最高規定吐出し量が１時間につき１立方メートルを超えるもの若しくはその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズルのうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はその部分品
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　フッ素樹脂（フッ素の含有量が全重量の35パーセントを超える重合体又はエラストマーに限る。）
エ　ガラス
オ　黒鉛又はカーボングラファイト
カ　タンタル又はタンタル合金
キ　チタン又はチタン合金
ク　ジルコニウム又はジルコニウム合金
ケ　セラミック
コ　フェロシリコン
サ　ニオブ又はニオブ合金
⑽　焼却装置であって、使用中における燃焼室の平均温度が1,000度を超えるもののうち、焼却する物質を供給する部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの
ア　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
イ　ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
ウ　セラミック
⑾　空気中の物質を検知する装置又は検出器であって、次のいずれかに該当するもの
ア　１⑴から⑷までに掲げるものについて空気中における濃度が１立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、かつ、連続して使用することができるもの
イ　アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物を検知することができるもの